

お客さま各位

特殊詐欺被害防止対策のお知らせ (キャッシュカードによるATM振込の一部利用制限について)

平素は当組合をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、振り込め詐欺が多発するなか、特にお振込みに不慣れな高齢のお客様をATMに誘導し、キャッシュカードにより預金を振り込ませる「還付金詐欺」などが急増しております。

当組合では、お客様をこのような被害から守るため、下記のとおり、キャッシュカードによる振込取引を一部制限することといたしました。

お客様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、再度、ATMでの振込取引を希望される場合は、大変お手数をお掛けいたしますが、お取引店までご来店いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 制限の内容

ATMでキャッシュカードによる1,000円を超える振込ができなくなります。

なお、キャッシュカードによるお預け入れやお引き出し等は従来通りご利用いただけます。

2. 制限の対象となるお客様

65歳以上のお客様のうち、過去3年間以上キャッシュカードによるATM振込を利用されていないお客様

3. 振込制限開始日

令和5年5月15日(月)

4. 制限の解除

1日あたりの振込上限額を1千円から100万円の範囲内で変更することができます。変更を希望するお客様は以下をご持参のうえ、お取引店にご来店ください。

※但し、お手続き後であっても毎年の基準日時点で過去3年以内にATM振込のご利用がなかった場合にはあらためて手続きが必要となります。

- ・当該預金口座のキャッシュカード
- ・当該預金口座のお届け印
- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上



ともに羽ばたこう未来へ

横浜幸銀信用組合

